＊＊２０２５年１０月（第９版）
＊２０１８年　８月（第８版）

製造販売届出番号：１１Ｂ１Ｘ１０００６３９Ｄ１０３

機械器具　３９　医療用鉗子
一般医療機器　歯科矯正用プライヤ（３３２０９０００）

ワイヤーカッターYS

【形状・構造及び原理等】

〔形状・構造等〕

＊＊1. 形状（代表例）

※ワイヤーの切断許容径

・YS-601 新型：.032″（Φ0.8mmまで）

・YS-602 KI型：.045″（Φ1.1mmまで）

・YS-603 スタンダード：.048″（Φ1.2mmまで）

2. 材質・組成

鉄鋼材

【使用目的又は効果】

矯正治療時又は技工操作時にワイヤーを切断する為に用いる器具である。

【使用方法等】

1. 使用に先立って付着した残存物等を取り除く。
2. 通法に従い操作する。
3. **【使用上の注意】**及び**【保管方法及び有効期間等】**に従う。

【使用上の注意】

〈重要な基本的注意〉

1. 破折等のおそれがあるので、以下は行わないこと。

①本品に対する曲げ・切削・加圧等

②粗雑な扱い（キズをつける・落下させる・強い衝撃を与える等）

③バーナ等による加熱

2. 薬液等が付着した場合、腐食するおそれがあるので速やかに清拭すること。
3. 本品を用いてワイヤーを屈曲する際は、プライヤーでワイヤーを保持し、指で曲げること。（先端部へのダメージが軽減される）

【保管方法及び有効期間等】

〈保管の方法〉

・保管の条件

1. 高温・多湿を避け、塵やほこりのない清潔な場所に保管すること。
2. 金属電位差を要因としたガルバニック腐食を防ぐ為、材質の異なる器具を一緒に保管しないこと。
3. 「もらいさび」を防ぐ為、以下のことに注意すること。

①錆びている器具と一緒に保管しない。

②化学薬品と一緒に保管しない。

③保管庫等の内部に発生する錆びに注意する。

4. 変形の原因となるので、トレー・コンテナによる移動及び保管は丁寧に行うこと。なお、トレーやコンテナを使用する際は重い器具を載せないこと。

【保守・点検に係る事項】

〈使用者による保守点検事項（日常点検）〉

1. 使用に先立って付着した残存物等を取り除き、関節部に「インスツルメントオイル（別売）」等の防錆潤滑油を注油すること。
2. 使用前及び使用後に以下について点検すること。

①外観及び関節部の内部に汚れ、破損、ヒビ又は腐食等がないか。

②関節部の動きに異常がないか。

〈注意事項〉

1. オートクレーブ滅菌は、本品を劣化させるので行わないこと。
2. アルコール等の薬剤を用いるオートクレーブ滅菌は、金属を腐食させるので行わないこと。
3. プラズマ滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。
4. 紫外線滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。

＊ 5. EOG滅菌は、素材に影響を及ぼすので行わないこと。

6. 家庭用洗剤は、着色料や香料が含まれており、それらの残存物が金属を腐食させることがあるので使用しないこと。洗浄する際は、医療用防錆洗浄剤を使用すること。
7. 腐食（錆び）等の原因となるので、磨き粉や金属ウール・金ブラシを使用しないこと。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者名：株式会社ＹＤＭ
住　　所：〒355-0042
埼玉県東松山市今泉２８
電話番号：０４９３－２４－３３８８
ファックス：０４９３－２４－０７０３
ホームページ：http://www.ydm.co.jp/